

令和3年6月22日

保護者の皆様

清瀬市立清瀬第四小学校
校長 岩崎 治彦

校庭の遊び場開放について

東京都では緊急事態宣言が6月20日(日)の期限で解除され、まん延防止等重点措置へ移行(6月21日~7月11日)したことから、市教育委員会として学校開放を再開することとなりました。

つきましては、本校における、校庭の遊び場開放を下記のとおり再開します。

校庭の遊び場開放は学校の教育活動ではなく、本来教育活動で使用することを目的とした校庭を、各ご家庭の子どもたちが遊べるよう、市の施設としてまさに公園のように開放するものです。

なお、見守りの人員は配置されていませんが、公園の使用のきまりを管理者が設定するように、校庭の管理者である学校として、子どもたちが安全に遊び、また日常の教育活動に支障がないよう、下記のきまりをつくっていますので、ご家庭でのお子様へのご指導をよろしくお願い申し上げます。

記

- 校庭の遊び場開放の時間(6月21日~7月11日)は、
学校の授業のある日は午後5時まで、土曜日は午前9時から11時半まで

【校庭の遊び場開放のきまり】

- ① 様々な子どもが遊びますので、自分がけがをしまったり、他の子どもにけがをさせてしまったりしないよう、安全を最優先にして遊んでください。
- ② 野球の軟球・硬球、金属バット、木製バット、カーボンバットは使えません。
カラーボール(中に空気が入っていて色のついたビニール製のもの)やゴムボールなどのやわらかいボール、プラスチックバットなどを使って、バックネットの近くで遊ぶことはできます。
- ③ 放課後は、家に帰ってから遊びにきます。自転車はカギをかけて、校門付近にならべて置きます。自転車で校庭を走ることは禁止です。
- ④ 食べもの、ジュース、ゲームやカード類などは、持ってきてはいけません。
- ⑤ 校舎には入れません。トイレは、せせらぎ公園の管理棟のトイレを使います。
- ⑥ 土曜日は、管理員さんの指示にしたがってください。
- ⑦ 学校、管理員さんの指示にしたがえない場合は、使用禁止とします。

【担当】副校長 阿部 貴之